

●熊石第二中学校における 法教育の取組について

～社会科歴史的分野における法教育の導入～

北海道 八雲町立熊石第二中学校
教諭 川端 裕介

歴史的分野での法教育の意義①

法の基本的価値の理解
…正義・自由・公正など

- ・ 法は時代の要請で整備
- ・ 歴史学習を通して法による権利の保障，正義の実現を理解

歴史的分野での法教育の意義②

法の意義の理解

- ・ 人類の歴史は法の発展と共に
- ・ 人類が長い歴史で生み出したきた法を守ろうとする意欲を喚起

歴史的分野での法教育の意義③

法教育の機会拡大

- ・ 従来...歴史的分野の学習で法教育は意識されていない
- ・ 各時代で法を題材に学習することで法教育の質・量が充実

歴史的分野での法教育の意義④

歴史的事象の理解を深める

- ・ 法には時代の特色が反映
→各時代の特色を的確に理解
- ・ 歴史教育におけるメリットが教師に理解されれば，法教育の充実に。

授業例作成にあたってのポイント

- ①学習指導要領との関連
 - ・ 年間指導計画へ組み込みやすい
 - ・ 教師の思いが一人歩きしないように
- ②古代から現代までの系統性
 - ・ 継続した学習で法の基本的価値や意義を理解
 - ・ 公民的分野の下地
- ③特別な準備（GTなど）が不要
- ④思考力・判断力・表現力を養う場面設定
 - ・ グループでの話し合い，個人でのまとめ
 - ・ 法教育は思考型の教育

熊石第二中学校における実践

論文で提示した実践の一部を紹介

- ①鎌倉幕府の御成敗式目を活用した授業
- ②室町時代の勘合貿易を活用した授業
- ③戦国大名の分国法を活用した授業
- ④明治維新における各法令を活用した授業
- ⑤大日本帝国憲法を活用した授業

※①～③は1年生（10名），④・⑤は2年生の授業（6名）の小規模学級で実践

日本最初の武家法の内容から 武家政治の特色について考える

- ①御成敗式目の概要を学習

（生徒）悪さをする守護をしばるため

- ②条文の考察

主従関係の基本だから

- ・ 守護の行動を制限する理由
- ・ 恩賞(土地の権利)が保障される理由
- ・ 「源頼朝」の存在を前面に出す理由

将軍の威厳を高める

- ③御成敗式目の意義のまとめ（個人）

まとめの例（御成敗式目の意義）

「御成敗式目のおかげで、政治などが進めやすくなり、
してとても助かり、裁判なども楽になった。それに「頼朝公」を使
うことにより、皆が従い、スムーズに政治ができた。」

御成敗式目のおかげで、政治などが進めやす
くなって助かり、裁判が楽になった。また、
「頼朝公」の名前を出すことで皆が従い、ス
ムーズに政治ができた。

**武家の慣習の明文化による裁判
の円滑化・政治の安定化という
意義を捉えている**

中世の勘合貿易を通して外国と のルールについて考える

- ① 倭寇や勘合の概要を学習
- ② 足利義満、明の皇帝、商人、倭寇の
それぞれの立場でロールプレイ
- ③ 国同士のルールづくりにおけるポイ
ントのまとめ（個人）

ロールプレイの様子



(明の商人) 勘合を見せてください

(日本の商人) はい、勘合です

間違いない。正式な日本の商船だ。

よかった。これで取り引きできる

(明の皇帝) これで倭寇に悩まされることも減る

(倭寇) しまった。もう商人のふりができない

(足利義満) これで明銭や陶磁器が手に入る。

まとめ (外国とのルールづくり)

勘合の例を通して、外国との間でルールをつくる時に大切なことは何か考えよう。
 ※下の「~のように」の部分には、今日の授業で学習した言葉を入れるように

この時代では
 勘合をしたことにより、倭寇は減り、商人などは得をした。このように

他国と貿易をする場合は、相手と信頼関係を築く決まりをつくること

話し合っ作った勘合のように、困っている人がいたら話し合い、良い方法を見つけ出すのが大切である

この時代では、勘合貿易をしたことで倭寇は損をし、商人などは得をした。このように、他国と貿易をする場合は、相手と信頼関係を築く決まりをつくることが大切である。

話し合っ作った勘合

のように

外国とのルールづくりにおける、利害の一致や協力する姿勢の重要性を理解

分国法を通して戦国大名の特色を考える

①「甲州法度之次第」の読み取り

私闘の禁止，他国との交流の制限，
土地売却の制限などの規定

戦力

言うことを聞かせる権力

②分国法の制定に必要な条件の考察

勝手に法をつくることのできる力

法の知識

罰する力

③戦国大名の特色のまとめ（個人）

継続した学習の成果が見られた場面

「主君から与えられた領地の売却禁止」という条文がある理由



➡ 鎌倉時代の御成敗式目の学習を活用

- ・主君に対して失礼になるから
- ・主君に与えられた領地は武士にとってとても価値のあるものだから

まとめ（戦国大名の特色）

戦国大名は武力をもっているが、守護大名も武力をもっている。しかし、戦国大名は守護大名

分国法の学習を通し、戦国大名の特色として、軍事力に加えて立法権や司法権を有したことを理解

戦国大名は武力をもっているが、守護大名も武力をもっている。しかし、戦国大名は守護大名とは違う力をもっている。それは、裁判をする力、法をつくる力だ。例えば、甲州法度之次第のように自分の地位を下げないようにした。

明治政府の法整備から近代国家の特色を考える

公平な税

一応平等な身分

全員に同じ教育

①地租改正・解放令・学制・徴兵令の各法令のねらいをグループで考察

国民の男子全員で戦争に備えるため

②明治政府の目指した国家像を発表

公平・平等な国

画一化

命をかせさせる国

③学習内容のまとめ（個人）

まとめ（明治政府の目指した国）

地租改正での「公平画一」や解放令のえた・ひにんの上下関係の廃止、学制は不学がないように義務教育で国民の平等を目指した。他にも徴兵令で20以上男子を軍隊に入れ、国のために命をささげる国にしようとした。

地租改正での「公平画一」や解放令のえた・ひにんの上下関係の廃止、学制は不学がないように義務教育で国民の平等を目指した。他にも徴兵令で20以上男子を軍隊に入れ、国のために命をささげる国にしようとした。

近代国家として画一的な政策を行い、国民を1つにまとめようとしたことを理解

大日本帝国憲法の内容から立憲制国家の成立について考える

①大日本帝国憲法の制定の経緯と条文を学習

「法律ノ範囲内」で自由

議会は法律を「協賛」

②大日本国憲法における天皇や議会、国民の権利の位置づけを理解

議会がある

天皇は特別な存在

③現在の政治との比較

〇〇の自由という言葉がある

④立憲制国家の成立の意義のまとめ

まとめ（大日本帝国憲法の意義）

大日本帝国憲法の歴史的意義
大日本帝国憲法の条文の解釈をふまえながら、立憲国家が成立したことの歴史上の意義を理解

君主権の強い憲法だが、信教が自由になったり、言論・著作・印行・集会・結社が自由になったりと、自由が多くなった。そして、法律を議会で決めたことで、国民の意見を取り入れた。このように、以前の日本から比べてみると、少し前進している。

実践を通しての生徒の変容

- ①生徒の法の基本的価値・意義の理解
時代の転換点や到達点としての法
- ②法への関心の向上
法の大切さに気付く ← **革命の仕上げに勝ち取ったのが「宣言」**
- ③思考力・判断力・表現力の向上
話し合う活動，比較する活動，書いて発表する活動を継続した効果
- ④社会科以外の場面での変容
(例) 校則改正時に、「こういう学校にしたいから」と校則の目的を意識して討議

結論

歴史的分野に法教育の概念を導入することの効果は高く、法教育の一層の充実・発展につながる。